元

뭉

を

改

8

る

政

令

 \mathcal{O}

施

行

に

伴

う

関

係

条

例

 \mathcal{O}

整

理

に

関

す

る

条

例

新

旧

対

照

表

目

次

 \bigcirc \bigcirc \circ \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 港 三 港 港 港 港 例 港 港 港 港 区 区 第 + 区 区 区 区 区 区 区 児 六 幼 介 介 単 道 職 職 玉 年 稚 護 護 民 童 号 身 路 員 員 育 者 袁 保 保 健 港 占 \mathcal{O} \mathcal{O} 教 険 険 康 成 向 X 用 退 給 育 条 条 保 手 第 け 条 料 職 与 職 例 険 当 兀 共 例 等 手 に 例 当 員 \mathcal{O} 条 条 条 同 第 徴 関 平 \mathcal{O} 例 例 関 住 三 収 に す 給 等 宅 号 関 る 部 成 \mathcal{O} 係 条 与 を + \mathcal{O} \mathcal{O} 例 す 条 に 建 る 改 部 及 例 関 正 年 を 部 築 第 U 条 \mathcal{O} す す 港 改 を 及 =港 例 __ る る 区 正 改 び 条 X 部 条 す 管 関 <u>\(\frac{1}{4} \)</u> 昭 条 条 正 を 例 例 例 る す 理 係 上 和 改 三 に 下 正 第 条 る \mathcal{O} 平 例 関 + す --- 条 水 + す 道 る 部 成 例 を 三 九 亚 る 施 年 条 号) 成 改 + 平 条 設 港 例 正 \equiv 上 区 __ 成 例 す + 三 平 年 部 条 \mathcal{O} • +る 港 第 利 成 例 条 区 七 年 年 部 用 第 三 兀 + 例 条 条 港 港 を 公 号 年 例 関 区 X 改 遠 平 第 係 条 条 正 条 港 成 + 例 例 す 例 X. 号 • 第 第 る • \mathcal{O} 第 条 + 七 兀 条 例 号) 年 + 部 条 例 第 港 • 兀 を 関 三 第 区 号 平 改 係 号 八 条 条 第 成 正 三 関 六 例 す 第 係 条 第 十 る 第 + 関 五 条 八 係 条 年 例 条 号 関 港 関 平 係 係 X. 条 成

第

九

条

関

係

13

12

10

9

7

6

5

3

1

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年港区条例第三号)新旧対照表(第一条関係)

| (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) | (前略) (前略) | 改 正 案 |
|---|-----------|-------|
| 1~9 (略) 1~9 (略) 付 則 付 則 一 下成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区職員の給与に関する条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、施を扶養することにより扶養手当を支給するものときを除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠くの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠くの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠くの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠くの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠くの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠くの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠くの名に対する。 | (前略) | 現行 |

| この条例は、公布の日から施行する。 付 則 | (後略) | 11~16 (略) 11 11 11 11 11 11 11 |
|-----------------------|------|--|
| | (後略) | 11~16 (略) 二 平成三十一年度から平成三十五年度まで 一万三千円 一 (略) |

港区職員の退職手当に関する条例新旧対照表(第二条関係)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| (前略) | (前略) |
| 付 則 | 付 則 |
| (中略) | (中略) |
| 第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とある第八条(令和四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十三条 | 三条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」と第八条 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十 |
| のは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇 | あるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ |
| より就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由に | 由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理 |
| 掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、区 | 号に掲げる者に相当する者として区規則で定める者に該当し、かつ、 |
| 要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必 | 必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために |
| であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二条第二 | 当であると認めたもの」とあるのは「ロー雇用保険法第二十二条第 |
| 保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であ | 用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、区長二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で |

| この条例は、公布の日から施行する。 付 則 | する。 | 回項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものと とで行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。) を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。) を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。) を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者を除く。) を行うことが適当であると認めたもの(イに掲げる者に規定する指導 とでは、かつ、区長が同項に規定する指導 とで、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者と |
|------------------------|------|--|
| | とする。 | 。 第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの 第として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する職業指 を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指 を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指 をのて、同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職 として区規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指 が同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 |

港区道路占用料等徴収条例及び港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例(平成三十一年

| 港区条例第三号) |
|----------|
| 新旧対照表 |
| 第三 |
| 条関係) |
| |

| | この条例は、公布の日から施行する。 付 則 |
|--|---|
| (後略) | (後略) |
| する。 別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものと | 第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。 |
| 成三十二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則例第九条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平 | 和二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表例第九条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から令 |
| 5 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条4 (略) | 5 第二条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条 4 (略) |
| ろにより算出した額とする。 | より算出した額とする。 |
| <i>3</i> 0 | 日までの間における占用料の額は、付則別表第一に定めるところに |
| 規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三日3年の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の一 | 規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一 3 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の |
| 1•2 (略) | 1 • 2 (略) |
| 付 則 | 付 則 |
| (前略) | (前略) |
| 現 行 | |
| | |

港区単身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成三十一年港区条例第六号)

新旧対照表 (第四条関係)

| この条例は、公布の日から施行する。 付 則 | 2 • 3 (略) | 一号の改正規定及び次項の規定は、平成三十一年四月一日から施行1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第二条第(施行期日) 付 則 (前略) | 改正案 |
|-----------------------|-----------|--|-----|
| | 2 • 3 (略) | 条第一号の改正規定及び次項の規定は、同年四月一日から施行する。(施行期日) (施行期日) (前略) | 現 |

| _ | |
|---|----------------|
| | 洪 |
| | YE |
| | |
| | 门户 |
| | ᅶ |
| | 重 |
| | 港区児童育成手当条例等の |
| | ΙŢ |
| | 反 |
| | 手 |
| | 1 |
| | 当 |
| | 久 |
| | 木 |
| | 例 |
| | 左左 |
| | 寸 |
| | \mathcal{O} |
| | l |
| | |
| | 部 |
| | ナ |
| | 2 |
| | 改 |
| | 🗠 |
| | 止 |
| | 部を改正する条例 |
| | 7 |
| | 3 |
| | 久 |
| | * |
| | 例 |
| | 12.3 |
| | \bigcirc |
| | 144 |
| | (j. |
| | NX |
| _ | |
| | \equiv |
| | 三上 |
| | 三十 |
| | 三十年 |
| | 三十年 |
| | 三十年港 |
| | 三十年港区 |
| | 三十年港区名 |
| | 三十年港区条 |
| | 三十年港区条例 |
| | 三十年港区条例等 |
| | 三十年港区条例第 |
| | 三十年港区条例第四 |
| | (平成三十年港区条例第四- |
| | 三十年港区条例第四十 |
| | 三十年港区条例第四十四 |
| | 三十年港区条例第四十四日 |
| | 三十年港区条例第四十四号 |
| | 三十年港区条例第四十四号) |
| | 十四号) 如 |
| | 十四号)新旧対照表(第五 |
| | 十四号)新旧対照表(第五条 |
| | 十四号)新旧対照表(第五 |
| | 十四号)新旧対照表(第五条 |
| | 十四号)新旧対照表(第五条 |
| | 十四号)新旧対照表(第五条 |

| 改 正 案 | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (前略) | (前略) |
| 付 則 | 付 則 |
| 1 (略) | 1 (略) |
| (港区児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置) | (港区児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置) |
| 2 第一条の規定による改正後の港区児童育成手当条例第四条第二項 | 2 第一条の規定による改正後の港区児童育成手当条例第四条第二項 |
| 第一号の規定は、令和元年六月以後の月分の児童育成手当の支給に | 第一号の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童育成手当の支 |
| ついて適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給について | 給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給につ |
| は、なお従前の例による。 | いては、なお従前の例による。 |
| (港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う | (港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う |
| 経過措置) | 経過措置) |
| 3 第二条の規定による改正後の港区ひとり親家庭等の医療費の助成 | 3 第二条の規定による改正後の港区ひとり親家庭等の医療費の助成 |
| に関する条例の規定は、令和二年一月一日以後に行われる療養に係 | に関する条例の規定は、平成三十二年一月一日以後に行われる療養 |
| る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療 | に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る |
| 費の助成については、なお従前の例による。 | 医療費の助成については、なお従前の例による。 |
| (港区心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置) | (港区心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置) |
| 4 第三条の規定による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定 | 4 第三条の規定による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定 |
| は、令和元年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について | は、平成三十一年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給につ |

| | | | |
|-------------------|-----|----------------|--------------------------------|
| この条例は、公布の日から施行する。 | 付 則 | は、なお従前の例による。 | 適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給について |
| | | いては、なお従前の例による。 | いて適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給につ |

| (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) | 改 正 案 | 一年港区条例第七号) | 新旧対照表 (第六条関係) |
|--|---|--------------------|-------------------------------|
| (略) | (前略) | (前略) | |
| 1 (略) | | | |
| この条例は、公布の日から施行する。 一切 一則 一切 一則 一一則 この条例は、公布の日から施行する。 一位 一則 この条例は、公布の日から施行する。 一位 一則 この条例は、公布の日から施行する。 一位 一則 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、公布の日から施行する。 | | | |
| | 十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二のこの条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、 | 十五条の八、第十この条例による | -六条の四及び第十九条の二の1健康保険条例第十五条の四、1 |
|] | 刃までの保険料については、なお従前の例による。令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、 | 度分までの保険料に平成三十一年度以後 | なお従前の例の保険料につい |
| | 1 | | |

港区介護保険条例新旧対照表(第七条関係)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| (前略) | (前略) |
| (保険料率等) | (保険料率等) |
| 第七条 平成三十年度から令和二年度までの各年度における保険料率 | 第七条 平成三十年度から平成三十二年度までの各年度における保険 |
| 号に定める額とする。は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各 | 該各号に定める額とする。料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当 |
| 一~十七 (略) | 一~十七 (略) |
| 2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課 | 2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課 |
| に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、同 | 9 |
| 3 第一頁第二号こ曷げる第一号皮呆倹旨こついての呆倹斗の咸頂武 | 3.第一頁第二号こ掲げる第一号皮呆倹皆こついてひ呆倹斗り咸頂武一番に、同号の規気にカカおらず、二万四千三百五十プ円とする。 |
| 課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、 | 課に係る平成三十一年度及び平成三十二年度の各年度における保険 |
| 同号の規定にかかわらず、三万七千四百七十円とする。 | 料率は、同号の規定にかかわらず、三万七千四百七十円とする。 |
| 果こ系る合印で再度及び合印二再度の各再度こおする呆倹斗率は、 4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦 | 果こ系る召戍三十一早度及『召戊三十二早度の各早度こおける呆倹4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦 |
| 同号の規定にかかわらず、四万六千八百三十八円とする。 | 料率は、同号の規定にかかわらず、四万六千八百三十八円とする。 |
| | |

| この条例は、公布の日から施行する。 | 付則 | (後略) |
|-------------------|----|------|
| | | (; |
| | | (後略) |
| | | |

| 港区介護保険条例の一部を改正する条例(平成三十 | -一年港区条例第十号) | 新旧対照表 (第八条関係) |
|---|---------------------------|--|
| 改正案 | 現 | 行 |
| (前略) | (前略) | |
| 付 則 | 付則 | |
| 1 (略) | 1 (略) | |
| 項までの規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成三十年度2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条第二項から第四 | 項までの規定は、平成三十2 この条例による改正後の | 平成三十一年度分の保険料から適用し、平成三十改正後の港区介護保険条例第七条第二項から第四 |
| 寸 川 分までの保険料については、なお従前の例による。 | 年度分までの保険料については、 | ては、なお従前の例による。 |
| この条例は、公布の日から施行する。 | | |

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年港区条例第十八号)新旧対照表

(第九条関係)

| (前略) (前述 (前述 (前述 (前述 (前述 (前述 (前述 (前述 (前述 (前 | 改正案 |
|--|-----|
| (前略) (前部) (前略) (前部) (前略) (前部) (前略) (前部) (前略) (前部) (前記) (前記) | 現行 |

| | この条例は、公布の日から施行する。 付 則 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 4~6 (略) | 4~6 (略) |
| 二 平成三十一年度から平成三十五年度まで 一万三千円 | 二 令和元年度から令和五年度まで 一万三千円 |
| 一 (略) | 一 (略) |
| のとする。 | のとする。 |
| 各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するも | 各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するも |
| 及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該 | 及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該 |